危機管理について

行財政改革特別委員会資料

令和３年２月２５日

総務部総務課

　　区では、平成１７年１月に危機管理組織を総務課に設け、危機事象が発生した際に直ちに対策本部を立ち上げるなど、各部との連携を図りながら、一元的な情報管理、速やかな対応策の決定等を行ってきた。

　　また、危機管理対策ガイドライン等の作成や職員研修の実施、緊急連絡網の整備など平時より危機管理体制の充実を図っている。

１．品川区の危機管理体制

|  |  |
| --- | --- |
| 危機事象 | 組織（根拠等）、対応計画・実施等 |
| 大雨・洪水・大雪等自然災害 | 区応急対策本部（主に風水害等局地的災害における応急対策の実施）区災害対策本部（災害対策本部条例）・区地域防災計画 |
| 大地震 | 区災害対策本部（災害対策本部条例）・区地域防災計画　・区事業継続計画【地震編】・災害初動対応マニュアル　・災害時業務マニュアル※東日本大震災発生で設置(H23.3.11) |
| 大規模災害の被災者および被災地支援 | 区大規模災害の被災地支援本部（大規模災害被災地に対する支援に関する条例（H26施行）および同条例に基づく支援本部設置要綱）※熊本地震において設置（Ｈ28.4） |
| 東日本大震災被災者支援 | 区東日本大震災被災者支援対策本部（本部の設置については平成23年3月決定） |
| 電力供給の大幅な減少 | 区電力節減緊急対策本部（同本部設置要綱H23.4） |
| 戦争、大規模テロ、武力攻撃 | 区国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部（同本部条例）・区国民保護計画 |
| 感染症（新型インフルエンザ等） | 区新型インフルエンザ等対策本部（同条例、同条例施行規則）・新型インフルエンザ等対策行動計画　・同業務継続計画 |
| 突発・重大で本部組織がない事象 | 区危機管理対策本部（同本部設置要綱）※不発弾対策本部（H25.9） |
| 不当要求、公務執行妨害 | 区暴力団排除条例、区不当行為等対応マニュアル |
| 不審者侵入、火災等 | 各課、各施設の危機管理対応マニュアル区施設・事業等運営サポート業務（民間警備会社へ委託） |

２．品川区新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

　（1）設置日：令和2年2月3日（月）

　（2）構成：（本部長）区長

　　　　　　（副本部長）副区長、教育長

　　　　　　（本部員）各部長、関係課長　　　計33名

　（3）開催状況：22回（令和2年2月3日～令和3年2月4日）

　（4）主な審議および確認事項

　　　① 令和2年2月～3月

　　　　・国内外の発生状況

　　　　・区の対応状況（マスク、消毒液の配付・発注等）

　　　　・区主催イベントの対応

　　　　・区施設使用料の還付の取り扱い

　　　② 4月～5月（緊急事態宣言期間4/7～5/25）

　　　　・宣言期間中の区業務の考え方（在宅勤務、応援体制等）

　　　　・行政サービス・各施設の対応を確認

　　　　・特別定額給付金等の進捗

　　　　・区ＰＣＲ検査センターの設置

　　　　・当面の区政運営方針、施設再開に向けた基本的方針

　　　③ 6月～7月

　　　　・しながわ活力応援給付金等の進捗

　　　　・区立学校および施設開放の再開

　　　④ 8月～9月

　　　　・区内のクラスター対策

　　　　・感染症に係る公表の基準

　　　　・地域団体や事業者等のイベント開催における感染防止対策（飲食自粛を依頼）

　　　⑤ 10月～12月

　　　　・各給付金の進捗

　　　　・ワクチン接種の動き

　　　⑥ 令和3年1月～2月（緊急事態宣言期間1/8～3/7予定）

　　　　・宣言期間中の区業務の考え方（在宅勤務、応援体制等）

　　　　・行政サービス・各施設の対応を確認

　　　　・ワクチン接種等の人員体制の確保